

議案第 89 号

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
一部を改正する条例

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 28
年前橋市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 8
項第 5 号」を「第 10 条第 7 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 4
2 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 68 条の 9 第 8 項
第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。